

令和8年度 共同募金配分金 公募型助成 募集要領

近年、地域コミュニティの変化、社会情勢の不安・物価高騰などが社会的な問題となっており、人と人とのつながりの希薄化、社会的孤立が課題となっています。そのような状況において、子どもから高齢者まで多くの人々が新たな形でのつながりづくりを求められています。

西宮市社会福祉協議会では、地域の様々な個人や団体が、つながり、認め合える地域を目指し、共同募金の配分金を財源に、ボランティアグループ・当事者団体・NPO法人・福祉施設等が地域福祉の推進を目的として実施する活動に対して、公募型助成を実施します。

赤い羽根共同募金のスローガンである「じぶんの町をよくするしくみ」として、共同募金配分金がより広く、様々な活動に活用されることにより多様なつながりが育まれ、共同募金運動への理解・協力が広がることを期待します。ふるってご応募下さい。



○助成対象：人と人がつながり、認め合う地域づくりにつながる活動・事業

子どもから高齢者まで、多くの人々がそれぞれの課題を抱えながら生活している中で、住民同士が知り合い、つながり合える機会づくりや、お互いに支え合う仕組みづくり、公的制度・サービスでは対応できない課題に取り組む活動など、多様な人々が社会から孤立することなく認め合える地域づくりにつながる活動を対象とします。

【助成対象例】

- ・住民交流の場づくりなど、地域における社会的孤立を防ぐための活動
- ・高齢者や障害者などの日常生活に不安を抱えている人への支援活動
- ・子どもへの学習支援や食支援、居場所づくりの活動
- ・引きこもりの方への支援活動
- ・生きづらさを抱えている人の社会参加の場づくりの活動 など

【助成対象外経費】

- ・団体の維持費・運営費（人件費、団体が所有する会館等の賃借料、スタッフ会議での食糧費等）
- ・通常の団体活動に関する経費、既存活動の継続のみに必要な経費（備品費、消耗品費、印刷費、通信費、修繕費等）

○活動・事業実施期間

令和8年4月1日～令和9年3月31日

○助成予定額

総額100万円（予定）

ただし、1団体あたりの上限は、30万円とします。

申請内容や件数により、不採用や配分金の減額等もありますのでご了承ください。

○助成応募資格

下記項目すべてに該当することを条件とします。

- ①西宮市内の任意団体、ボランティアグループ、NPO法人、福祉施設等（構成員5名以上の団体）

※地域で活動されている自治会、老人クラブ、青少年愛護協議会等の地域活動団体も含みます。

- ②助成対象となる活動・事業の実施地域が西宮市内であること
- ③共同募金の趣旨を理解し、共同募金の啓発活動に参加できること
- ④活動・事業を適正かつ着実に実施できる体制があること
- ⑤会計事務を適正に処理することができる体制があること

※営利目的・政治目的・宗教の普及目的の事業は対象外です。

※広く助成金が活用されるために、1団体あたり1件の応募とし、法人が複数運営する事業所等から申請をする場合は、1法人1件限りの応募とします。
※複数の団体が協働で応募することも可能です。その場合は、代表する団体が申請し、協働する団体について申請書実施計画内に記載して下さい。
※過去に公募型助成配分を受けている団体は、申請できません。

○応募方法

- ・所定の「申請書」及び申請団体の概要がわかる資料（総会資料・パンフレット等）を提出して下さい。
- ※申請書の記入につきましては、記入例をご参照下さい。
- ・応募は、郵送又は持参とします。
- ・郵送又は提出先は、次ページまでお願いします。

<申請受付期間>

令和7年11月17日(月)～令和7年12月15日(月)午後5時

- ・申請書のコピーは、必ずお手元に保管しておいて下さい。
- ・ご提出いただきました書類は、返却できませんのでご了承下さい。

※募集要領・申請書は、西宮市社会福祉協議会ホームページからダウンロードできます。

○審査及び選考方法

- 1次審査：書類審査（令和7年12月下旬実施）
→審査結果は、令和8年1月上旬に文書にて通知します。
- 2次審査：面接審査 実施日時 令和8年2月9日(月) 13:00～
場 所 西宮市総合福祉センター
- ※書類審査を通過した団体のみ
※団体ごとのプレゼンテーションをもって選考します。
→審査結果は令和8年3月上旬に文書にて通知します。



○その他

- ・活動、事業終了後に実施報告書の提出を求めます。
- ・以下のいずれかに該当した場合、助成金の一部または全部の返還、助成の取消を求めることがあります。
 - ①助成金に余剰が生じた場合
 - ②助成金にかかる経理が不明確である場合
 - ③助成決定後、活動・事業を廃止または休止した場合
 - ④助成金を指定した活動・事業以外に使用した場合
 - ⑤事実と相違した助成申請または使途報告がされた場合
 - ⑥共同募金配分金公募型助成を受けた活動・事業であることのPRを行わなかった場合

【問合せ及び申請書提出先】

西宮市社会福祉協議会 地域福祉第2課 矢野・中村
〒662-0913
西宮市染殿町8-17 西宮市総合福祉センター2F
TEL:0798-23-1140
FAX:0798-23-3910

